

弓道競技規則

【平成28年4月1日改定】

公益財団法人 全日本弓道連盟

目 次

第 1 章 総 則

	ページ
第 1 条 目 的	1
第 2 条 適 用	1
第 3 条 規則の特例	1
第 4 条 遵守義務	1
第 5 条 役員の構成	1
第 6 条 役員の選任	1
第 7 条 大会役員の任務	1
第 8 条 競技役員の任務	2
第 9 条 大会要項	2
第10条 競技の種目	2
第11条 競技の種類	2
第12条 競技の種別	2
第13条 競技の内容	2
第14条 競技の方法	3
第15条 行射と運行の方法	3
第16条 制限時間	3
第17条 記録表記	3
第18条 選手変更	4
第19条 選手交代	4
第20条 弓具の規定	4
第21条 服装の規定	4

第 2 章 近 的 競 技

第22条 近的競技の規定	5
第23条 近的・的の規定	5
第24条 近的・的の設置	5
第25条 近的・的中の判定	5
第26条 近的・的中制の的	6
第27条 近的・的中制の順位	6
第28条 近的・採点制の的	6
第29条 近的・採点制の順位	6

第 3 章 遠 的 競 技

	ページ
第30条 遠的競技の規定	6
第31条 遠的・的の規定	7
第32条 遠的・的の設置	7
第33条 遠的・的中の判定	7
第34条 遠的・的中制の的	7
第35条 遠的・的中制の順位	7
第36条 遠的・得点の判定	8
第37条 遠的・得点制の的	8
第38条 遠的・得点制の順位	8

第 4 章 禁止事項および罰則

第39条 禁止事項	8
第40条 無 効	9
第41条 失 権	9
第42条 失 格	9
第43条 異議の申立	9
第44条 異議の上申	9
第45条 危険防止	10
第46条 雑 則	10
第47条 付 則	10

別表 役員構成組織図	11
------------	----

別紙

15条① 競技の要領（坐射）	12
15条② 競技の要領（立射）	14
15条③ 四つ矢のさばき方（坐射）簡易法	15
20条 伝統的な弓具図解概要	16

昭和24年 9 月 1 日	制定
昭和28年 9 月15日	改訂
昭和43年 7 月10日	改訂
昭和53年 9 月20日	改訂
昭和60年 4 月 1 日	改訂
平成 3 年 6 月27日	改訂
平成12年 4 月 1 日	改訂
平成26年 4 月 1 日	改定
平成28年 4 月 1 日	改定

弓 道 競 技 規 則

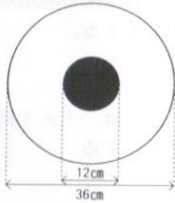
第 1 章 総 則	補 足 説 明
第1条 〔目 的〕 この弓道競技規則（以下「本規則」という）は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）ならびに全弓連に加盟する各都道府県弓道連盟（以下「地連」という）および各ブロック連合会（以下「連合会」という）の主催あるいは主管する競技が、安全で公正公平かつ円滑に運営されることを目的として制定する。	1 ＊ 競技は、安全・公正公平であることはもとより、日本固有の伝統的文化としての弓道の精神に則り運営されなければならない。
第2条 〔適 用〕 1) 本規則は、全弓連ならびに地連、連合会の主催あるいは主管する競技に適用する。 2) 全弓連または地連、連合会以外の者が大会を開催する場合は、本規則には強制されない。したがって本規則を適用する場合は「全日本弓道連盟弓道競技規則」によるとか、または、これに準ずるということを要項に明記しなければならない。	2 ＊ 本規則に規定する個々の名称は、全弓連が発行する「弓道教本」などに使用する固有の名称と同意と解する。
第3条 〔規則の特例〕 1) 大会の諸条件により、本規則によりがたい場合や明記されていない事項については、特別の規定を設定することができる。ただし、本規則の目的を逸脱してはならない。 2) 特別の規定を設定する場合は、大会要項に明記するか、競技開始にあたり競技委員長が説明するなどして、事前に周知しなければならない。 3) 怪我や障がいあるいは身体状況などで本規則によりがたい選手は、事前に（当日受付終了まで）申請し許可を得なければならない。 競技中（開会式後）の怪我などの場合も同様とする。	3 ＊ 地方性、親睦性により本規則により難しい場合といえども、安全で公正公平かつ円滑に運営すること。
第4条 〔遵守義務〕 本規則を適用する競技に関係する選手、監督および役員は、この規則を熟知し遵守しなければならない。	4
第5条 〔役員構成〕 1) 役員は大会役員と競技役員とで構成する。 （役員構成図は別表参照 P-11） 2) 大会役員は、名誉会長、会長、顧問、参与、大会委員長および総務委員長などで構成する。 3) 競技役員は、競技委員長、審判委員長および運行委員長などで構成する。 (1) 業務により分担委員を置くことができる。 (2) 競技役員は、原則として選手あるいは監督を兼ねる事が出来ない。ただし運営に支障のない限り、選手あるいは監督を兼ねることができる。この場合は、大会要項に明記する。	5 ＊ 競技が円滑に運営されるためには、各役員が業務を分担し、連携して責任を果たすことが必要である。
第6条 〔役員を選任〕 役員は、弓道経験や称号段位ばかりでなく、本規則の知識や能力のあるものに委嘱する。 また審判委員は別に定める有資格者の内から選任する。	6
第7条 〔大会役員の任務〕 大会役員は、競技の執行を除く大会の開催および運営全般について必要な事項を担当する。 1) 大会会長の任務 大会の総責任者でありすべてを統括する。 2) 大会委員長 (1) 大会運営の実質的な責任者であり、大会運営全般の諸事項を担当する。 (2) 総務委員長および競技委員長の業務を統括する。 3) 総務委員長 (1) 大会運営の責任者であり、大会実施計画の立案、審判、監督会議および式典など競技委員長と連携し、大会運営全般の諸事項を担当する。 (2) 庶務・準備・設営・警備に関する業務を統括する。 (3) 大会申込書の内容について、大会要項に定められた要件を満たしているかどうか資格審査を行う。	7

第8条 〔競技役員の任務〕 競技役員は、競技の執行に関する事項を担当する。 1) 競技委員長の任務 (1) 競技の執行責任者であり、総務委員長と連携をとり、競技運営全般の諸事項を担当する。 (2) 審判委員長および運行委員長の業務を統括する。 (3) 大会成績を最終確認する。 2) 審判委員長の任務 (1) 審判上の責任者であり、運行委員長と連携して、競技審判全般の諸事項を担当する。 (2) 射場、採点、的前および弓具の審判に関する業務を統括する。 (3) 審判上の問題が生じた場合は、一時競技を停止して担当審判委員と協議の上裁定し、結果を競技委員長に報告する。 A 射場審判委員の任務 射場（矢道を含む）での審判を行う。 ア 安全確認および選手の行射位置、行射の有効、無効、失権および失格などを判定する。 イ 行射停止が必要であると判断した場合は、これを宣言し停止させる。 B 採点審判委員の任務 行射の採点審判を行う。 行射の射法射技、射品射格、体配、心気および的中など別に定める採点基準により総合的に採点する。 C 的前審判委員の任務 的前での審判を行う。 ア 矢の「あたり」「はずれ」または「得点」を判定する。 イ 遠近競射による順位を判定する。 D 弓具審判委員の任務 選手が使用する弓具、補助具および服装を点検し、その適否を判定する。 ア 使用する弓具が第20条の規定および大会要項の規定に違反していないか。 イ 服装が第21条の規定および大会要項の規定に違反していないか。 ウ 弓具を否と判定した場合は、改善を指導し、改善がなければ失権とし、審判委員長に報告する。 3) 運行委員長の任務 (1) 競技の運行責任者であり、審判委員長と連携して、競技運行の円滑な執行を担当する。 (2) 射場、的前および場外の運行に関する業務を統括する。	8 * 審判上の問題とは、主として選手の行為・失・禁止事項・急病に対する対応および矢道で生じる事故などである。 * 的前審判委員は、的・侯串・垛の状態および的中表示の適否について確認する。 * 的中判定が難しい場合は、疑問（？）表示して、矢を抜く前に「あたり」「はずれ」または「得点」を再確認する。 この場合、的前委員と密接な連携を必要とする。 * 担当している的が多い場合は、その都度「あたり」「はずれ」または「得点」の判定を標示せず、矢を抜く前に判定して掲示してもよい。 * 運行委員長は、競技開始時は、各係に準備を指示する。その後、役員着席・射場・的前の準備完了を確認する。 また、悪天候時などの対応を検討・調整しておく。
第9条 〔大会要項〕 大会要項には、目的、主催、後援、主管、期日、会場、種目、種類、種別、内容、競技方法、表彰、参加資格、適用規則、申込方法およびその他必要事項を明記する。	9 * 競技は予選を行う方法と予選を行わず直ちに順位を決定する方法があるので明記する。 * 競技により射数は異なるので、各選手の1回の射数および総射数を明記する。
第10条 〔競技の種目〕 競技の種目は、近的競技および遠的競技とする。	10
第11条 〔競技の種類〕 1) 競技の種類は、個人競技および団体競技とする。 2) 個人競技は1名を単位とし、団体競技は選手3名以上で編成したチームを単位とする。補欠および監督については大会要項で定める所とするが、選手3名の場合は1名、5名の場合は2名以内を基準とする。 3) 団体競技は、大会要項に定めた人数でチームを編成しなければならない。ただし開会式後の事故発生により大会要項に定めた団体編成人数の過半数を割らなければ団体とみなす。 4) 団体競技と個人競技を兼ねる大会では、大会要項に定めた団体編成人数に満たなくても出場することができ、個人記録のみ有効とする。	11 * 団体競技は、個人競技を兼ねることもある。 * 団体競技で開会式直前に不測の事態で欠員が生じた場合は、所定の届け出により大会会長の判断に従い出場を認めることができる。 この場合は、競技委員長が開会式で宣言する。 * 補欠を認める団体競技は、全員が登録選手であり、試合に出場する者を選手と呼び、控え選手（交代要員）を補欠と呼ぶ。
第12条 〔競技の種別〕 競技の種別は、生徒、学生、性別、年齢、段位および称号などに分けることができる。	12
第13条 〔競技の内容〕 競技は、的中制、得点制および採点制のいずれかで行う。また、併せて行うことができる。	13 * 的中制とは、的中への的中数をもって順位を決定する方法をいう。 * 得点制とは、的中の中心を基にして円形に画かれた点

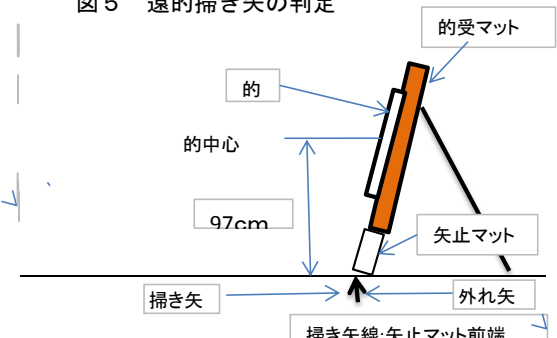
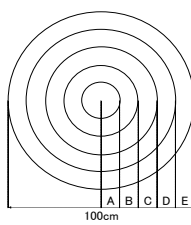
	数区分への矢所をもって得点とする方法をいう。 * 採点制とは、審判委員が選手の行射を点数評価する方法をいう。																		
第 1 4 条 〔競技の方法〕 競技は、次のいずれかの方法で行う。また、併せて行うことができる。 (1) 総射数法 (2) トーナメント法 (3) リーグ戦法	14 * 総射数法とは、各選手が規定数を行射して、その結果総合計の高い方を上位として順位を決定する方法である。 * トーナメント法とは、直接相手と対戦し勝てば次の相手と対戦する。即ち勝ち進み法である。 * リーグ戦法とは、総当り法である。																		
第 1 5 条 〔行射と運行の方法〕 1) 行射方法は、競技の要領で行う。（要領は別表15条①② P-12～15） 2) 行射の順序は、個人競技および団体競技とも、射場ごとに 1 番から順序に従って行う。 3) 行射の 1 回の射数は、2 射（一手）または 4 射（二手あるいは四つ矢）とし、大会要項に明記する。 4) 一手を持って行射するときは、取矢を行う。 5) 射場内には、射位、本座および立の位置を明示する。 6) 四つ矢のさばき方（坐射）は、弓道教本にある要領を原則とし、簡易法でもよい。（方法は別紙15条③ P- 1 5） 7) 射場に入場後、弓具（弓、矢および弦等）が破損した場合は交換することができる。ただし替弓具が準備してある場合に限る。 8) 射場に入場後、原則として矢返しはできない。 9) 射位において持矢を棄権することができる。棄権する場合は、矢を自分の右前へ出す。	15 * 諸事情やむを得ず運行方法を変更する場合は、競技委員長が競技開始前に宣言しなければならない。競技途中で変更する場合は、公正公平を基に選手の了解を得て、競技委員長がその旨、宣言する。 * 一つの競技場を 2 または 3 あるいはそれ以上に分割して使用する場合は、第一射場、第二射場または第三射場などとして行う。たとえば、第二射場の 1 番の選手が第一射場の 1 番の選手より先に射離しても差し支えない。 * 行射は甲矢、乙矢と、2 本の矢をもって一手としており、2 射が1単位である。競技の進行上1回の射数は 4 射（二手）とすることもあるが、決して 3 射とか 5 射とかにはしない。 * 射詰競射・遠近競射では、1 射単位で行射をするが、これは本条における 1 回の射数とはいわない。 * 事情により取矢が出来ない場合は、所定の届け出を出さなければならない。 * 弦切れ時の弦、筈割れた矢は、替弦・替矢と交換することができる。 * 弓は、弦切れ時および矢番え完了以前は、替弓と交換することができる。																		
第 1 6 条 〔制限時間〕 1) 団体競技は、行射制限時間を設定することができる。 〔標準的行射制限時間〕 <table><tr><td></td><td></td><td>各自 4 射</td><td>各自 2 射</td></tr><tr><td rowspan="2">3 人</td><td>坐射</td><td>7 分30秒以内</td><td>4 分30秒以内</td></tr><tr><td>立射</td><td>6 分30秒以内</td><td>4 分以内</td></tr><tr><td rowspan="2">5 人</td><td>坐射</td><td>10分以内</td><td>6 分以内</td></tr><tr><td>立射</td><td>9 分30秒以内</td><td>5 分30秒以内</td></tr></table> 2) 制限時間の計時は、進行委員の「始め」の合図により開始する。 3) 制限時間30秒前に予鈴（1 音）、制限時間超過時に本鈴（2 音）で合図する。 (1) 本鈴と同時に射離した矢は無効とする。 (2) 制限時間超過後に射離した矢は無効、残った矢は失権とする。 4) 射場審判委員から行射停止指示が出た場合は、制限時間の規定を適用しない。 5) 自団体内に起因する事故（弦切れ処理など）の場合は、制限時間内で行う。 6) 個人競技を兼ねている団体競技では、制限時間を超過しても最後まで行射することができる。この場合、団体の成績は制限時間内の的中数とし、個人競技の成績は制限時間超過後の的中も加えることができる。			各自 4 射	各自 2 射	3 人	坐射	7 分30秒以内	4 分30秒以内	立射	6 分30秒以内	4 分以内	5 人	坐射	10分以内	6 分以内	立射	9 分30秒以内	5 分30秒以内	16 * 団体競技においては、競技の運営上、制限時間を設定することができる。 * 制限時間が設定されている場合は、行射の順序を崩さない限り間合を詰めてもよい。
		各自 4 射	各自 2 射																
3 人	坐射	7 分30秒以内	4 分30秒以内																
	立射	6 分30秒以内	4 分以内																
5 人	坐射	10分以内	6 分以内																
	立射	9 分30秒以内	5 分30秒以内																
第 1 7 条 〔記録表記〕 的中記録の表示および記載は、次の方法による。 (1) 「あたり」・「はずれ」の記号は、次のとおりとする。 あたり・・・ ○ はずれ・・・ × ただし、「はずれ」の場合は、下記でもよい。 甲矢は・・・ / 乙矢は・・・ \ (2) 1 射ごとに記載する場合は、○ × (3) 一手ごとに記載する場合は、次のとおりとする。 一手 皆中 乙矢は中の小丸 ◎ 甲矢あたり 乙矢はずれ ⊙	17																		

甲矢はずれ 乙矢あたり ○ 甲矢はずれ 乙矢はずれ × (4) 記録は、選手名に近い方から順次表示および記載する。 <table><tr><td>選手名</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table><table><tr><td>4</td></tr><tr><td>3</td></tr><tr><td>2</td></tr><tr><td>1</td></tr><tr><td>選手名</td></tr></table><table><tr><td>選手名</td></tr><tr><td>1</td></tr><tr><td>2</td></tr><tr><td>3</td></tr><tr><td>4</td></tr></table>	選手名	1	2	3	4	4	3	2	1	選手名	選手名	1	2	3	4	
選手名	1	2	3	4												
4																
3																
2																
1																
選手名																
選手名																
1																
2																
3																
4																
第18条 【選手変更】 1) 選手変更が認められている団体競技において、競技開始前であれば所定の手続きにより「選手変更」ができる。 2) 所定の手続きは、大会要項に明記する。 3) 変更選手以外は、立順の移動ができない。 4) 個人競技においては、「選手変更」ができない。	18															
第19条 【選手交代】 1) 選手交代が認められている団体競技において、競技開始以降は所定の手続きにより「選手交代」ができる。 2) 所定の手続きは、大会要項に明記する。 3) 交代選手以外は、立順の移動ができない。 4) 次の場合は「選手交代」ができない。 (1) 1立（同中競射を含む）の行射途中。 (2) 交代により退場した選手との交代。 (3) 失格した選手との交代。 (4) 個人競技の選手。	19															
第20条 【弓具の規定】 使用する弓具は、伝統的な形状のものでかつ危険を及ぼす恐れのないものとする。 (別紙20条 P-16伝統的な弓具図解概要参照) (1) 弓は、日本弓（和弓）とし、次の要件を満たすこと。 (ア) 長さは、221cm（7尺3寸）を標準とし、若干の長短は認める。 (イ) 握りは、本弭から約3分の1の辺りにある。 (ウ) 矢摺籐の長さは、籐頭より6cm以上とする。 (エ) 照準のための装置や、矢摺籐に作為的な目印がない。 (オ) 材質は、竹・木または新素材（グラスファイバー、カーボンなど）でもよい。 (2) 矢は、次の要件を満たすこと。 (ア) 長さは、各自の矢束に従い安全な長さとする。 (イ) 籐の太さは、直径6mm以上とする。 (ウ) 籐の材質は、竹または新素材（アルミ、グラスファイバー、カーボンなど）でもよい。 (エ) 羽根は、鳥の羽根を3枚使用し甲矢、乙矢の区別がある。 (オ) 羽丈（羽根の長さ）は、近的競技は13cm～15cm、遠的競技は9cm～15cmとする。 (カ) 羽山（羽根の高さ）は、5mm以上とする。 (キ) 本矧、末矧および筈巻がある。 (ク) 筈は、埋込式で筈溝がある。 (ケ) 筈は、筈溝以外の機能（蛍光、発光など）を有しない。 (コ) 板付はかぶせ式とし、平題形、椎実形あるいは円錐形のいずれかである。 (サ) 引込位置などを示す目印や類似のことがない。 (3) 弦は、次の要件を満たすこと。 (ア) 撚って一本になっている。 (イ) 材質は、麻または新素材などでもよい。 (4) 弾（ゆがけ）は、次の要件を満たすこと。 (ア) 行射では、必ず右手に弾を着用する。 (イ) 三つ弾、四つ弾あるいは諸弾のいずれかを使用する。 (ウ) 控、帽子および弦枕がある。 (エ) 材質は鹿革とする。 (5) 補助具など 伝統的な押手補助具や傷部保護のための包帯、テーピングを除き、押手にはその他の物を付けてはならない。	20															
第21条 【服装の規定】 1) 競技の服装は、弓道衣「筒袖、袴および白足袋」または和服	21															

[着物、袴および白足袋]とする。 ただし競技によっては、大会要項で服装を規定できる。 2) 下記の大会については男子女子ともに弓道衣[白筒袖、黒袴および白足袋]とする。 (1) 全日本男子弓道選手権大会 (2) 全日本女子弓道選手権大会 (3) 全日本弓道遠の選手権大会 (4) 全日本勤労者弓道選手権大会 (5) 国民体育大会弓道競技会 3) 弓道衣にマーク（氏名、チーム名、クラブ名および学校名など）を付ける場合は、筒袖および袴それぞれ1か所のみとし、その大きさは縦横10cm以内とする。	要項で定める場合を除き定めない。 * 筒袖の袖の長さは、肘程度が望ましい。 * 弓道衣下の下着は、無地とし、襟付き・ハイネックは好ましくない。 * 初心者は、運動服着用を認めるが、前ボタン・前チャックの物は避けること。 * 袴は、男子は腰板があるもの、女子は腰板のないものが一般的である。行燈袴は好ましくない。袴の裾は、足踏の姿勢で床面に着かないことが望ましい。 * 国民体育大会少年種別の紺袴は大会要項により認める。 * 弓道衣に会社の宣伝効果をねらった必要以上の大きさのマークをつけることは好ましくない。 しかし、チーム名をつけることは逆に進行状況がわかり、ゼッケン替りになることもあり、また、選手は愛社心も出てくるので推奨したい。
第 2 章 近 的 競 技	
第 2 2 条 「近的競技の規定」 1) 近的競技の射距離は、28mとする。 2) 近的競技は、持的とし原則として坐射で行う。 ただし、坐射が困難な場合は、所定の手続きにより「立射」で行うことができる。 3) 1射場での行射は、5名以内とする。 4) 本座から射位までの距離は、標準を 2.0m（3歩）とする。 5) 射位における立位置の間隔は、標準を 1.8mとする。 ただし、標準間隔が確保できない場合は、大会要項に明記する。 6) 複数射場になる場合、射場間の間隔は1.8m以上とする。	22 * 近的競技は、持的（一人1的）とする。 これは、的から直角に延ばした規定の距離（28m）以外から行射してはならないということである。 * 近的競技でも進行の都合で立射にすることもある。 ただし、競技の途中においては原則として変更してはならない。事情やむを得ず変更する場合は、選手の条件が同一になる方法で変更する。 * 立射の場合の本座から射位までの距離は、第30条遠的競技に準ずる。 * 競技によっては、運営上、立位置の間隔を狭くすることもできるが、必ず安全を確保すること。
第 2 3 条 「近的・的の規定」 近的競技用の規定は、次のとおりとする。 (1) 的は、直径36cmの霞のおよび直径36cm、24cmの星的とする。 (2) 的枠の深さは、直径36cmの場合は9～12cm、直径24cmの場合は7～9cmとする。 (3) 的枠は、木枠を原則とする。 (4) 的は、的紙を的枠に貼りつけたものとする。	23 * 的枠の外径を36cmとする。 競技に使用する的は、特に注意することが肝要である。 * 的枠の厚いものは、矢の跳ね返り、矢の破損を起こしやすいので、的枠前面内側を斜めに削ることが望ましい。 * 的枠の深さが浅いと的が動いたり、ころびやすいので注意する。
第 2 4 条 「近的・的の設置」 1) 射場の床面と的場の塚敷とは、原則として同じ高さとする。 2) 的の中心は、塚敷より27cmの高さとし、的面が後方に5度の傾斜になるように、侯串などによって設置する。 3) 的を5度の傾斜面に直接設置できるようにしたウレタン・畳などの塚を使用してもよい。 4) 的の中心は、立位置の間隔と同じとする。	24 * 侯串は2本以上使用することが望ましい。
第 2 5 条 「近的・的中の判定」 「あたり」「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内にとどまっているか否かによる。 矢が折れた場合は、矢の根側の状態で判定する。 (1) 「あたり」は、矢が的枠内にとどまった場合とする。 ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし「あたり」とする。 (ア) 矢が、的枠の内側からの枠の外側に射ぬいた場合。 (イ) 矢が、的枠の合せ目または的枠内にとどまった場合。 (ウ) 矢が、あたり矢に継矢となった場合。 (エ) はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。 (オ) 的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。 (カ) 的枠内にとどまっている矢の一部が、塚敷に接触している場合。 (2) 「はずれ」は矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。 ただし、次の場合も的枠内にとどまらなかったとし「はずれ」とする。 (ア) 矢が、的枠の外側からの枠の内側に射ぬいた場合。 (イ) 矢が、侯串と的枠の間にとどまった場合。 (ウ) あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。 (エ) 矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。 (オ) 掃きあたりの場合。 (カ) 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。	25 * 的前審判委員は、矢の状態に応じて「あたり」「はずれ」を判定する。 * 「あたり」「はずれ」が疑わしい場合、その判定は的前審判委員複数が立ち会い、○×の表示盤により速かに表示する。 * 的中判定前のに的設置の不備・強風などでの的が転んだ場合は、その状況を判断して、有効・無効・再行射が必要かどうかを判定する。

第26条 〔近的・的中制の的〕 1) 的中制による場合は、直径36cmの霞的または星的を使用する。 (1) 霞的は、中心より白地に三個の黒色同心円形とし、中心より次のように区分する。 (A) 中白半径 3.6 cm (B) 1の黒巾 3.6 cm (C) 2の白巾 3.0 cm (D) 2の黒巾 1.5 cm (E) 3の白巾 3.0 cm (F) 3の黒巾 3.3 cm (2) 星的は、中心に白地直径の3分1の黒色円形とする。 2) 大会要項により、直径24cmの星的も使用できる。 24cm的の区分は36cm的と同縮尺とする。	26 * 的中制による競技は、霞的または星的のいずれを使用してもよい。 * 大会要項には、必ず使用する的の種類を明記する。 図1 近的霞的  図2 近的星的 
第27条 〔近的・的中制の順位〕 1) 的中制は、的中数の多い方を上位とする。 2) 同中の場合は、次の方法により順位を決定する。 (1) 個人競技 A. 射詰競射の場合 (7) 継続的中数の多い方を上位とする。必要により直径24cmの星的を使用することができる。 (4) 的中を逸した同位者は、遠近競射を行う。ただし、最上位者を決定する場合は、射詰競射を継続してもよい。 B. 遠近競射の場合 (7) 順位は、矢所によりの面およびその延長面で判定し、的中心に近い矢を上位とする。 (4) 同じ距離にある矢は、再度競射を行うか同位とする。 (7) 塚に届いた掃き矢は、全体での下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。 (4) 塚に届かなかった掃き矢は、全体での最下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。 (4) 答こぼれなどで射離されなかった矢は、塚に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位) (4) 順位は、複数の的前審判委員で判定する。 (4) 直径36cmの霞的を使用し、1つの的に対して交代しながら同じ位置に立ち、1射行射する。 (7) 該当者が6名以上の場合は、複数の的で行ってもよい。 (7) 複数の的を使用した場合の判定は、測定具などを使う。 (2) 団体競技 (7) 一本競射(各自1射)を行い、総的中数の多い方を上位とする。 (4) 1回の競射で順位が決まらない場合は、順位が決定するまで繰り返す。 3) 同中競射は、替矢から行うことができる。	27 * 個人競技で同中の場合は、射詰競射による方法と遠近競射による方法がある。 * 射詰競射において勝敗決定に時間がかかると思われる場合は、的を小さくして行うこともある。この場合は、あらかじめ大会要項に明記しておくか、競技委員長が宣言しなければならない。 * 矢所とは矢の最初の着点をいう。 * 遠近競射において、あたった矢については問題はないが、はずれた矢は的の表面の延長線上の距離を測る。 * たたき矢は、的面にたたき矢の板付の痕跡を認めれば、的に接している矢よりも的中心に近いものと判定できる。 * 的枠に矢が触れて的が動いた場合は、的を元の位置に戻して距離を測る。 * 判定できない場合は再度競射を行う。
第28条 〔近的・採点制の的〕 採点制による場合は、直径36cmの霞的を使用する。	28
第29条 〔近的・採点制の順位〕 1) 採点制においては、別に定める採点基準により、採点の合計点が多い方を上位とする。 2) 同点の場合は、次の順序により順位を決定する。 (1) 個人競技 (7) 的中数の多い方を上位とする。 (4) 同じ場合は、一手の得点を比較し、高い方を上位とする。 (7) それでも同じ場合は、大会要項の定めによる。 (2) 団体競技 (7) 的中数の多い方を上位とする。 (4) 同じ場合は、個人の合計点を比較し、高い方を上位とする。 (7) それでも同じ場合は、大会要項の定めによる。	29 * 的中判定については、第25条を適用する。
第3章 遠的競技	
第30条 〔遠的競技の規定〕 1) 遠的競技の射距離は、60mとする。 2) 遠的競技は、1射場1つの的とし立射で行う。 3) 1射場での行射は、5名以内とする。 4) 本座から射位までの距離は、標準を1.1m(2歩)とする。 5) 射位における立位置の間隔は、標準を1.6mとする。	30 * 数人の選手が遠距離にある同じ的を使用するため、的に対して射距離が不公平にならないよう5名を限度とした。 * 的は、選手間中心になるように配置する。 * 遠的競技では、1つの的に3～5人が行射するので、

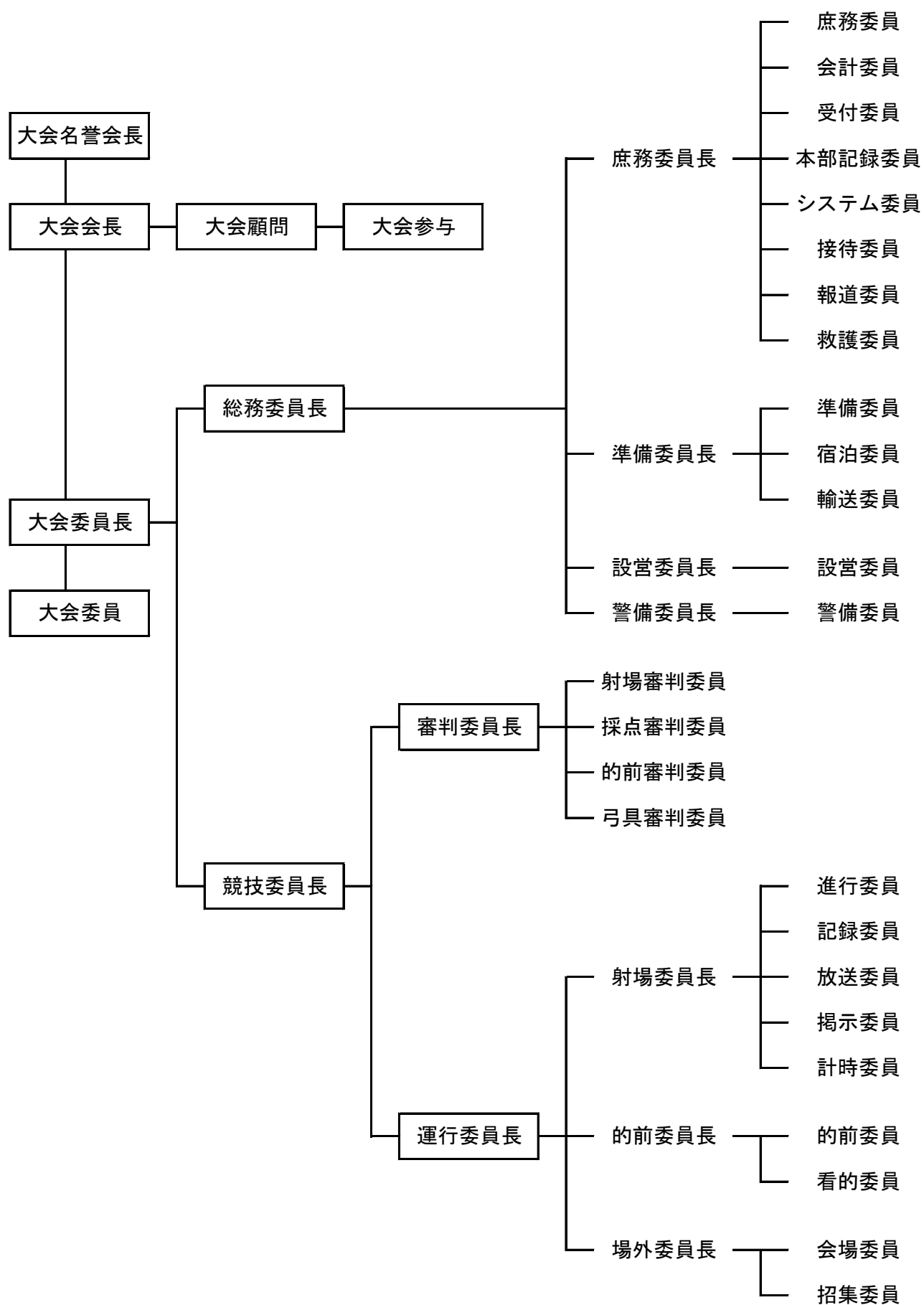
ただし、標準間隔が確保できない場合は、大会要項に明記する。 6) 複数射場になる場合、射場間の間隔は1.6m以上とする。	近的競技に比べて間隔を縮めた。 * 競技によっては、運営上、選手間隔を狭くすることもできるが、必ず安全を確保すること。
第31条 〔遠的・的の規定〕 遠的競技用的の規定は、次のとおりとする。 (1) 的は、直径100cm、79cm、50cmの霰的および直径100cmの得点的とする。 (2) 的は、的紙を厚紙に張りつけるか、厚紙に直接描く。 (3) 的外周には、原則として深さ1～3cmの的枠をつける。	31 * 的枠をつけることにより、的外周付近の的中判定の確実性が向上する。 * 各種大会では、全弓連製作の的（的枠付）を的受マットに取付けて競技を行うようにして普及を図りたい。
第32条 〔遠的・的の設置〕 1) 射場の床面と的場の地表面とは、原則として同じ高さとする。 2) 的の中心は、射場床面より97cmの高さとし、的面が後方に15度の傾斜になるように設置する。 3) 的は、矢が適度に刺さり、突き抜けない材質の的受マット上に固定する。 4) 的を保持する器具は、三脚または四脚で、風などにより転倒しない構造とする。	32 * 的を、的受マット（量が望ましい）に貼付け、保持器具に取付ける。 * 的受マットは丸型（四角でも可）を標準とし、的枠より大きいものを使用する。 図3 遠的的の設置
第33条 〔遠的・的中の判定〕 1) 「あたり」「はずれ」の判定は、矢の根が的面を射ぬき、的枠内にとどまっているか否かによる。 矢が折れた場合は、矢の根側の状態で判定する。 (1) 「あたり」は、矢が的枠内にとどまった場合とする。 ただし次の場合も的枠内にとどまったものとし「あたり」とする。 (7) 矢が、的を突き抜けた場合。 (イ) 矢が、あたり矢に継矢となった場合。 (ウ) はずれ矢に接触して、的枠内にとどまった場合。 (エ) 的枠内にとどまっている矢の一部が、地表面に接触している場合 (オ) 的が転び、矢が的枠内にとどまっている場合。 (カ) 的枠の無い的で、矢が的の外周線にかかっている場合。 (2) 「はずれ」は、矢が的枠内にとどまらなかった場合とする。 ただし次の場合も的枠内にとどまなかったとし「はずれ」とする。 (7) あたり矢に接触して、的枠外に出た場合。 (イ) 矢が跳ね返り、的枠外に出た場合。 (ウ) 掃きあたりの場合。 (エ) 幕・防矢ネットなど障害物に接触した場合。	33
第34条 〔遠的・的中制の的〕 1) 的中制による場合は、直径100cmの霰的を使用する。 (1) 霰的は、中心より白地に3個の黒色同心円形とし、中心より次のように区分する。 (A) 中白半径 11 cm (B) 1の黒巾 10 cm (C) 2の白巾 8 cm (D) 2の黒巾 4 cm (E) 3の白巾 8 cm (F) 3の黒巾 9 cm (2) 大会要項により、直径79cmおよび直径50cmの霰的も使用できる。79cm、50cm的の区分は100cm的と同縮尺とする。	34 図4 遠的霰的
第35条 〔遠的・的中制の順位〕 1) 的中制は、的中数の多い方を上位とする。 2) 同中の場合は、次の方法により順位を決定する。 (1) 個人競技 A. 射詰競射の場合 (7) 継続的中数の多い方を上位とする。必要により直径79cmまたは直径50cmの霰的を使用することができる。 (イ) 的中を逸した同位者は、遠近競射を行う。ただし、最	35 * 個人競技で同中の場合は、射詰競射による方法と遠近競射による方法がある。 * 射詰競射において勝敗決定に時間がかかると考えられる場合は、的を小さくして行うこともある。この場合は、あらかじめ大会要項に明記しておくか、競技委員長が宣言しなければならない。 * 遠近競射において、あたった矢については問題はない。

上位者を決定する場合は、射詰競射を継続してもよい。 Ｂ．遠近競射の場合 (7) 順位は、矢所によりの面およびその延長面で判定し、的の中心に近い矢を上位とする。 同じ距離にある矢は、再度競射を行うか同位とする。 (4) 的受マット上にないはずれ矢は、順位判定が困難とし、再度競射を行うか同位とする。 (7) 掃き矢は全体での下位とし、複数の場合は的の中心からの距離に近い矢を上位とする。 (1) 掃き矢線に届かなかった矢は、全体での最下位とし、複数の場合は飛距離で判定する。 (6) 筈こぼれなどで射離されなかった矢は、掃き矢線に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位) (8) 直径100cmの霞的を使用し、1つの的に対して複数の射手が同時に立ち、順次1射行射する。 (8) 順位は、複数の的前審判委員で判定する。 (2) 団体競技 (7) 一本競射(各自1射)を行い、総的中数の多い方を上位とする。 (4) 1回の競射で順位が決らない場合は、順位が決定するまで繰り返す。 3) 同中競射は、替矢から行うことができる。	いが、はずれた矢は的の表面の延長線上の距離を測る。 * 的枠に矢が触れて的が動いた場合は、的を元の位置に戻して距離を測る。 図5 遠的掃き矢の判定 
第36条 〔遠的・得点の判定〕 1) 得点制における得点数値は、次の5区分とする。 (A) 黄(金)色 10点 (B) 赤色 9点 (C) 青色 7点 (D) 黒色 5点 (E) 白色 3点 2) 得点は矢のとどまっている位置とし、区分線に的中している場合は、高い方の得点とする。 3) 的枠がない的で外周線にかかっている場合は、3点とする。 4) 矢が的を突き抜けた場合は、7点とする。	36 * 的は矢が突き抜けない材質のものとしているが、万一突き抜けた場合を考慮して得点を規定した。 突き抜けた場合の得点の判定は困難なため、得点区分の中央値の7点とした。
第37条 〔遠的・得点制の的〕 得点制による場合は、直径100cmの得点的を使用する。 得点的は、中心より5色の同心円形からなり、中心より次のように区分する。 (A) 黄色(金)半径 10cm (B) 赤色の巾 10cm (C) 青色の巾 10cm (D) 黒色の巾 10cm (E) 白色の巾 10cm	37 図6 遠的得点的 
第38条 〔得点制の順位〕 1) 得点制においては、得点の多い方を上位とする。 2) 同得点の場合は、次の方法により順位を決定する。 (1) 個人競技 (7) 得点となった的中数の多い方を上位とする。 (4) 同的中数の場合は、高い得点からの中数を順次比較し、多い方を上位とする。 (7) 以上の条件が全く同じ場合は、一本競射を行い、得点の多い方を上位とする。 (2) 団体競技 (7) 得点となった総的中数の多い方を上位とする。 (4) 同的中数の場合は、高い得点からの中数を順次比較し、多い方を上位とする。 (7) 以上の条件が全く同じ場合は、一本競射(各自1射)を行い、得点の多い方を上位とする。	38
第4章 禁止事項および罰則ほか	
第39条 〔禁止事項〕 1) 次の事項は禁止とする。 (1) 選手が射場において、口頭その他の方法で助言を求めたり、助言を与えられること。 (2) 選手が、射場において不必要な声を発すること。 (3) 相手の選手およびチームに対して妨害となる言動や行動をすること。 (4) 選手が、本座または射位を離れること。 (5) 進行委員および射場審判委員以外の者が射位の選手に近寄	39 * 射位の選手は独力で行射をしなければならない。 したがって、選手が他者に助言を求めたり、他者が選手に助言や指示を与えてはならない。 * 選手は、射場内で助言や激励の言葉を発してはならない。応援者といえども、選手が「会」になった場合は静粛にするマナーは持ってもらいたい。

ること。 (6) 矢返しをすること。 2) ただし(4)(5)(6)については、射場審判委員の許可があれば許可される。	
第40条 〔無効〕 射場審判委員は、次の矢は無効を宣言し、「はずれ」として処理する。 (1) 矢番え完了（矢を番えた後、右手を腰にとった時点）後に、筈が弦から外れた場合。 (2) 打起し開始後に、射直した場合。 (3) 前の選手より先に射離した場合。ただし、射位において前の選手が持矢を棄権した場合は、この限りではない。 (4) 射場審判委員の指導にも関わらず、射位および立位置を著しくはずして行射した場合。 (5) 過失により他の選手の行射を妨げたとき射場審判委員が判断した場合。ただし、同一団体内の場合は適用しない。 (6) 団体競技において、制限時間超過後に射離した場合。	40 * ここで云う無効とは行射中の矢、および既に離された矢を対象とする。 * 競技運営上、短時間で行射しなければならない場合は、大会要項で明記するか競技委員長があらかじめ行射の「順不同」は差し支えない旨を宣告する。 * 個人競技において、行射後に必要以上に後退し跪坐するなど後ろの選手の矢をたたくことがある。また後ろの選手が前の選手の行射中に弓と弦の間に自分の弓が入ったり、体に弓が触れたりして前の選手の行射に影響が出たときは、過失であっても妨害となる。したがって、射場審判委員は当該選手の行射を停止させ無効とする。
第41条 〔失権〕 1) 射場審判委員は、次の場合に行射を停止または中止させ、それ以降の矢を失権とする。 (1) 選手が制限時間を超過した後に、行射しようとした場合。 (2) 第39条に定める禁止事項および大会要項に定める禁止事項に反した場合。 (3) 的中判定に従わなかった場合。 2) 弓具審判委員は、選手が第20条および第21条に違反した場合は、失権と判定し、審判委員長に報告する。ただし修正されればこの限りではない。 3) 進行委員は、射遅れの場合、審判委員長に報告し失権とする。ただし、当該の行射のみ権利を失う。	41 * 射遅れとは所定の時刻・場所にいない場合をいう。
第42条 〔失格〕 大会会長は、次の場合失格を宣言しなければならない。 失格を宣言された選手あるいはチームは、競技に出場できない。 (1) 大会申込書の内容が、大会要項に定められた資格要件を満たしていない場合。 ただし修正されればこの限りではない。 (2) 大会申込書の内容に虚偽の記載があることが判明した場合。後日、虚偽の記載が判明した場合は、試合記録を抹消し、入賞している場合は該当賞状などを返還させ、その順位は空位とする。 (3) 大会の品位を傷つける言動や行動を行い、審判委員の注意に対し、改めない場合。 (4) 異議の上申後、その裁定に従わなかった場合。 (5) 故意に他の選手の行射を妨害した場合。	42 * 故意に他の選手の行射を妨害することは、競技以前の問題であり最も重い罰則を適用する。
第43条 〔異議の申立〕 1) 次の場合、個人競技にあつては本人、団体競技にあつては監督が審判委員あるいは進行委員に異議を申し立てることができる。 (1) 行射を妨げられた場合。 (2) 競技の運行および審判に異議がある場合。 2) 申し立てに対して、審判委員および進行委員は直ちに処理する。	43 * 打起しに入ろうとする際、他の選手により矢をたたかれれば行射に影響を及ぼす。また行射の途中において矢道に障害物があらわれると行射のテンポが狂う。この場合射場審判委員の指示により射直すことができる。 * 射直した場合は、妨害を受けた矢は当然行射しなかったものとして扱う。また射直しのための矢返しは許可される。 * 射場審判委員の指示がない場合は異議を申出ることができる。この異議に対しては射場審判委員は事情を適切に判断して、受諾または却下を判定しなければならない。 * 的中判定などで異議の申立てができない場合は、大会要項に明示する。
第44条 〔異議の上申〕 1) 前条の判定に不服がある場合は、選手または監督は運行委員長あるいは審判委員長に異議を上申することができる。 2) 上申に対して、運行委員長あるいは審判委員長は最終判断を下して処理する。 3) 選手および監督は、いかなる場合も最終判断に従わなければならない。	44 * 審判委員長は、異議の上申があつた場合には、上申者と射場審判委員の意見をよく聞き、直ちに公正な判断を下さなければならない。 * 異議の上申者は、「あたり」、「はずれ」については、矢を抜かないうちに、また射場の事故については立が替らないうちにに行わなければならない。

第45条 〔危険防止〕 1) 危険防止に関しては、役員および補助員が連携して万全の注意を払わなければならない。 2) 選手および監督は、自ら危険防止に注意を払うとともに、役員および補助員の指示に従わなければならない。 3) 射場審判委員は、危険と思われる行射があれば、選手に注意しなければならない。 4) 的前審判委員は、的前および矢道において行射不可の場合には、赤旗（50cm角以上）を掲出させて安全を確保しなければならない。 5) 選手は、行射中に的前で赤旗が掲出された場合には、安全かつ速やかに行射を中断しなければならない。 6) 射場審判委員および進行委員は、赤旗の掲出中には、行射をさせてはならない。 7) 的前審判委員および的前委員は、赤旗を掲出し安全を確認したうえで、的前および矢道に出ること。	45 * 射場審判委員は、矢道にも注意し、障害が発生した場合は選手に指示をする。（的前審判委員と連携） * 的前審判委員は、的前委員や補助員が赤旗の掲示なく塚に出る気配のある場合は制止する。 * 的前委員は、赤旗の掲示に選手が気がついたか否かの様子を確認してから行動する。
第46条 〔雑 則〕 1) 応援者および観客などが、競技運営（行射を含む）に支障をきたす言動や行動をした場合には、運営委員長が注意をし、改善がなければ退場を命ずることができる。 2) 応援は、声援と拍手のみとする。 3) 連続的な投光撮影は、主催者の許可を必要とする。 4) ゼッケンあるいはチーム名などを付ける場合は、右腰前とし、その大きさは縦12cm、横18cm以内とする。	46 * 自然発生的な声援と拍手は許容されるが、競技に支障をきたさないよう節度ある応援が望ましい。
第47条 〔付 則〕 1) この規則は平成26年4月1日より施行する。 2) 以下については公認審判員制度（仮称）発足までは従来の方法による。 (1) 第6条「審判委員の選任」 (2) 第29条1)「採点基準」	47

別表 役員構成組織図



役員構成は、大会の規模などにより必要性を考慮して業務補佐を置くなど適宜構成することができる。

競技における行射の要領(一手・坐射・3人立の場合)

(公財)全日本弓道連盟

	1 番	2 番	3 番
甲 矢	間をおかず行射する。	1番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。 1番の「弦音」で、打起し行射する。	2番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。 2番の「弦音」で、打起し行射する。
乙 矢	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 3番の「弦音」で、取懸け行射する。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 1番の「弦音」で、打起し行射する。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。 2番の「弦音」で、打起し行射する。

(平成26年4月1日施行)

(注)

1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ1番は礼、2番以降は揖(二息)をする。
2. 本座に進み跪坐し、揃って揖(三息)を行い射位に進む。
* 前立がいる場合は、3番の甲矢の弦音で入場し、本座で跪坐して待つ。
* 最後の弦音で揃って揖を行い、弓倒しで立ち、選手が後退し右に1歩踏み出すとき、射位に進む。
* 進行係の「始め」の合図で揃って揖を行い、射位に進む場合もある。
3. 射位で跪坐し、脇正面に向きを変え、弓を立て、矢を番える。
4. 射終われば1番より順次、退場する。
5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖(二息)をする。
6. 行射の前後の動作は、間延びしないこと。
7. 4射(二手)および4人立の場合も上記に準じて行射する。
8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合を詰めてもよい。

競技における行射の要領（一手・坐射・5人立の場合）

（公財）全日本弓道連盟

	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番
甲	間をおかず行射する。	1番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。	2番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。	3番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。	4番が立ち、右拳を腰にとる頃立つ。
矢		1番の「弦音」で、打起し行射する。	2番の「弦音」で、打起し行射する。	3番の「弦音」で、打起し行射する。	4番の「弦音」で、打起し行射する。
乙	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。	射終われば跪坐し、矢を番えて立つ。
矢	5番の「弦音」で、取懸け行射する。	1番の「弦音」で、打起し行射する。	2番の「弦音」で、打起し行射する。	3番の「弦音」で、打起し行射する。	4番の「弦音」で、打起し行射する。

（平成26年4月1日施行）

（注）

1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ、1番は礼、2番以降は揖（二息）をする。
2. 本座に進み跪坐し、揃って揖（三息）を行い射位に進む。
* 前立がいる場合は、2番の乙矢の弦音で入場し、本座で跪坐して待つ。
* 最後の弦音で揃って揖を行い、弓倒しで立ち、選手が後退し右に1歩踏み出すとき、射位に進む。
* 進行係の「始め」の合図で揃って揖を行い、射位に進む場合もある。
3. 射位で跪坐し、脇正面に向きを変え、弓を立て、矢を番える。
4. 射終われば、1番より順次退場する。
5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖（二息）をする。
6. 行射の前後の動作は、間延びしないこと。
7. 4射（二手）の場合も上記に準じて行射する。
8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合を詰めてもよい。

競技における行射の要領(一手・立射・3人立の場合)

(公財)全日本弓道連盟

	1 番	2 番	3 番
甲 矢	間をおかず行射する。	1 番の「弦音」で、 打起し行射する。	2 番の「弦音」で、 打起し行射する。
乙 矢	射終われば、 矢を番えて待つ。 3 番の「弦音」で、 取懸け行射する。	射終われば、 矢を番えて待つ。 1 番の「弦音」で、 打起し行射する。	射終われば、 矢を番えて待つ。 2 番の「弦音」で、 打起し行射する。

(平成26年4月1日施行)

(注)

1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ、1 番は礼、2 番以降は揖(二息)をする。
2. 本座に進み、立ったまま揃って揖(三息)を行い射位に進む。
* 前立がいる場合は、3 番の甲矢の弦音で入場し、本座の1 歩手前で立って待つ。(椅子の使用可)
* 最後の弦音で本座に進み、揃って揖を行い、選手が後退し右に1 歩踏み出すとき 射位に進む。
* 最後の弦音で本座に進み進行係の「始め」の合図で揃って揖を行い、射位に進む場合もある。
3. 射位で脇正面に向きを変え、弓を起し、矢を番える。
4. 射終われば1 番より順次退場する。
5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖(二息)をする。
6. 行射の前後動作は、間延びしないこと。
7. 4 射(二手)および4 人立の場合も上記に準じて行射する。
8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合を詰めてもよい。

競技における行射の要領（一手・立射・5人立の場合）

（公財）全日本弓道連盟

	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番
甲	間をおかず行射する。	1 番の「弦音」で、 打起し行射する。	2 番の「弦音」で、 打起し行射する。	3 番の「弦音」で、 打起し行射する。	4 番の「弦音」で、 打起し行射する。
乙	射終われば、 矢を番えて待つ。	射終われば、 矢を番えて待つ。	射終われば、 矢を番えて待つ。	射終われば、 矢を番えて待つ。	射終われば、 矢を番えて待つ。
矢	5 番の「弦音」で、 取懸け行射する。	1 番の「弦音」で、 打起し行射する。	2 番の「弦音」で、 打起し行射する。	3 番の「弦音」で、 打起し行射する。	4 番の「弦音」で、 打起し行射する。

（平成26年4月1日施行）

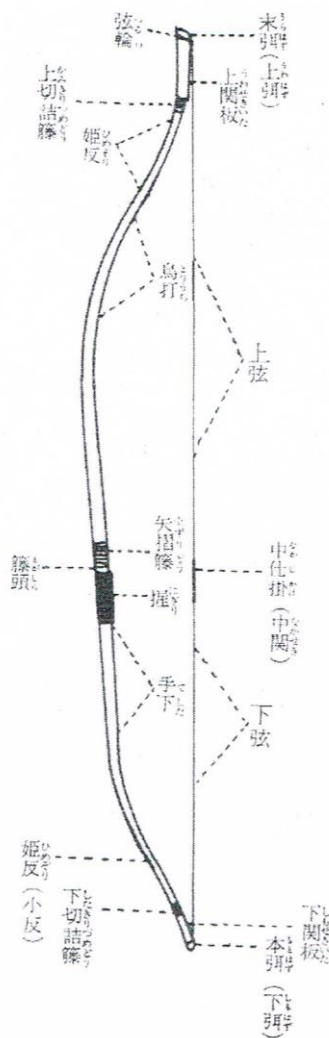
（注）

1. 入場口では、必ず上座に意を注ぎ、1番は礼、2番以降は揖（二息）をする。
2. 本座に進み、立ったまま揃って揖（三息）を行い射位に進む。
* 前立がいる場合は、2番の乙矢の弦音で入場し、本座の1歩手前で立って待つ。（椅子の使用可）
* 最後の弦音で本座に進み、揃って揖を行い、選手が後退し右に1歩踏み出すとき射位に進む、
* 最後の弦音で本座に進み進行係の「始め」の合図で揃って揖を行い、射位に進む場合もある。
3. 射位で脇正面に向きを変え、弓を起し、矢を番える。
4. 射終われば、1番より順次退場する。
5. 退場口では、必ず上座に意を注ぎ、揖（二息）をする。
6. 行射の前後動作は、間延びしないこと。
7. 4射（二手）の場合も上記に準じて行射する。
8. 制限時間が設定されている場合は、順立を崩さず間合を詰めてもよい。

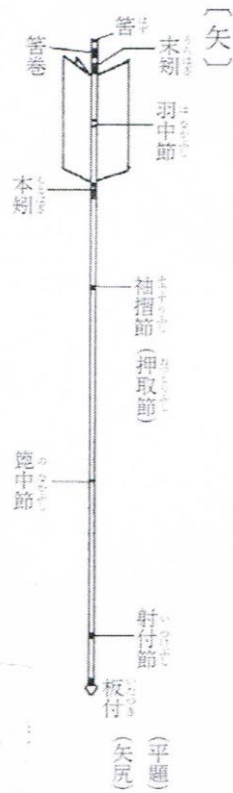
別紙15条③

四つ矢のさばき方（坐射）簡易法

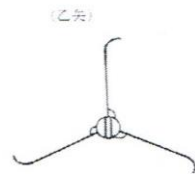
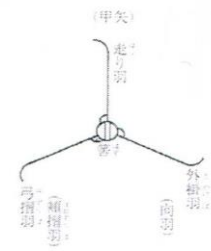
- ①脇正面に向きを変えるとともに弓を倒して（末弭を床につけ）、
矢の一手（2本）を体の前方（板付が中央）に置く。
- ②残りの一手（2本）を持ったまま（射付節または板付）右手拳を腰の辺におく。
- ③弓を矢の内側にして体の中央に立て、矢を番える。
- ④次の一手は、矢を持ち（射付節または板付）右手拳を腰の辺にとる。
- ⑤弓を体の中央に立て、矢を番える。



〔弓〕



〔矢〕



(板付)

いたつきがた
平題形しいのみがた
椎実形えんずいがた
円錐形

〔 蹠 〕

